## 令和5年度 糸田町 統一的な基準の財務書類における注記

(全体財務書類、連結財務書類にのみ該当する内容は注記6に記載しています。)

- 1. 重要な会計方針
  - (1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法
    - ①有形固定資産 · · · · · · · 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・ 再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ.昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。 ただし、取得原価が不明な道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産 …… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの ・・・・・・・・ 取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

- (2)有価証券等の評価基準及び評価方法
  - ①満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・ 償却原価法(定額法)
  - ②満期保有目的以外の有価証券・・・・・・ 該当なし
  - ③出資金

ア.市場価格のあるもの・・・・・・・・・・該当なし イ.市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

- (3)棚卸資産の評価基準及び評価方法 該当なし
- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法
  - ①有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・定額法 なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物5 年 ~ 50 年工作物10 年 ~ 60 年物品3 年 ~ 20 年

- ②無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・定額法 ソフトウェアについては、見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。
- ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (5)引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金 該当なし

## ②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。 長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上してい ます。

## ③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち糸田町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

## 4損失補償等引当金

該当なし

## ⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

## (6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

## ②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (7)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

#### (8)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

#### ②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

## 2. 重要な会計方針の変更等(今年度における変更点)

- (1)会計方針の変更
- (2)表示方法の変更

- (3)資金収支計算書における資金の範囲の変更いずれも該当なし
- 3. 重要な後発事象
  - (1)主要な業務の改廃
  - (2)組織・機構の大幅な変更
  - (3)地方財政制度の大幅な改正
  - (4)重大な災害等の発生いずれも該当なし
- 4. 偶発債務
  - (1)保証債務及び損失補償債務負担の状況
  - (2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものいずれも該当なし
- 5. 追加情報
  - (1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
    - ①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

会計名
一般会計
住宅新築資金等貸付事業特別会計
学校給食センター事業特別会計

- ②地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。
- ④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

 実質赤字比率
 - %

 連結実質赤字比率
 - %

 実質公債費比率
 5.8 %

 将来負担比率
 - %

- ⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 該当なし
- ⑥繰越事業に係る将来支出予定額 207.756千円
- ⑦過年度修正等に関する事項 該当なし
- (2)貸借対照表に係る事項
  - ①会計基準を変更したことによる影響額等 ア.財務書類の対象となる会計の変更

該当なし

- イ.有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額 該当なし
- ②売却可能資産の範囲及び内訳

ア.範囲

売却予定とされている公共資産

イ.内訳

事業用資産9,590千円土地9,590千円

売却可能価額は、鑑定評価額を記載しています。

- ③減債基金に係る積立不足額 該当なし
- ④基金借入金(繰替運用)残高 該当なし
- ⑤地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 1,770,264千円
- ⑥地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	2,920,486千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	284,190千円
将来負担額	7,952,956千円
充当可能基金額	5,230,626千円
特定財源見込額	1,161,082千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	3,432,237千円

- ⑦地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 該当なし
- (3)行政コスト計算書に係る事項 会計基準の変更による主な影響額 該当なし
- (4)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

## (5)資金収支計算書に係る事項

## ①基礎的財政収支

業務活動収支	74,654千円
支払利息支出	46,325千円
投資活動収支	△ 125,894千円
基金積立金支出	72,603千円
基金取崩収入	486,835千円
基礎的財政収支	554,523千円

## ②既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書(一般会計)	6,872,614千円	6,269,001千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	183,425千円	86,174千円
繰越金に伴う差額	△ 579,811千円	_
一般会計等構成会計間の相殺消去(繰入金・繰出金等)	37,580千円	37,580千円
資金収支計算書	6,438,648千円	6,317,595千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は、「一般会計」を対象範囲としているのに対し、 資金収支計算書は、「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書 は一部の特別会計(住宅新築資金等貸付事業特別会計、学校給食センター事業特別会計)の分や、 一般会計等構成会計間の相殺消去(繰入金・繰出金等)処理の金額分が相違します。また、歳入歳 出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分も相違します。

# ③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳 資金収支計算書

業務活動収支	74,654 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	395,822 千円
未収債権、未払債務等の増加(減少)	△ 14,316 千円
減価償却費	△ 382,671 千円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△ 73,211 千円
退職手当引当金繰入額(増減額)	0 千円
資産除売却損	△ 1,075 千円
資産売却益	5,955 千円
純資産変動計算書の本年度差額	5,158 千円

## 4一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。 なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額

300,000千円

一時借入金に係る利子額

なし

# ⑤重要な非資金取引

該当なし

- 6. 全体財務書類・連結財務書類に関する注記
  - (1)全体財務書類・連結財務書類の対象範囲

全体財務書類・連結財務書類の対象範囲は次のとおりです。

	会計名				
4.5	財一務般	一般会計			
全   体		住宅新築資金等貸付事業特別会計			
財	■ 計 類等	学校給食センター事業特別会計			
務		国民健康保険事業勘定特別会計			
書類		後期高齢者医療特別会計			
<b>7</b> .		町立緑ヶ丘病院事業特別会計	区分	連結の方法	比例連結割合
		福岡県自治振興組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.39%
		福岡県自治会館管理組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.23%
連		下田川清掃施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	26.93%
結 財		田川郡東部環境衛生施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.04%
務		田川地区斎場組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	7.15%
書		田川地区消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	7.38%
類		福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.05%
		福岡県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.19%
		福岡県介護保険広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.80%
		田川広域水道企業団	一部事務組合・広域連合	比例連結	15.98%
		田川地区広域環境衛生施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	6.76%
		福岡県市町村職員退職手当組合	一部事務組合・広域連合	みなし連結	_
		株式会社いとだ	第三セクター等	全部連結	_

連結の方法は次のとおりです。

- ①一部事務組合·広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ②第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体(出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。

## (2)出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間に おける現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない(団体)会計と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、 出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整してい ます。

## (3)表示単位未満の取扱い

表示単位未満の金額を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。